

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関わる留意事項の見直しについて

改正(案) (令和2年6月1日～)	現行 (5月19日～5月31日)
<p>1. 島根県<u>外</u>への移動に関しては原則自粛をしてください。緊急事態宣言が出されている都道府県（居住地が県外の場合はその県は除く。）への移動は原則禁止します。帰省等、やむを得ず居住地を離れる場合は、事前に指導教員に「移動先」「期間」「理由」を伝えてください。</p> <p>2. 上記1において居住地を離れ<u>緊急事態宣言が出されている又は緊急事態宣言が解除されてから2週間を経過していない都道府県へ出かけ</u>た場合には、必ず帰県後2週間は自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えてください。</p> <p>3. 密閉・密集・密接など、休業要請の対象となるような施設でのアルバイトはしないでください。</p> <p>4. 繁華街の接客を伴う飲食店、<u>カラオケ、ライブハウス、屋内運動施設</u>等への出入りはしないでください。</p> <p>5. 友人や参加者同士において濃厚接触となる可能性の高い集会、会合（特に飲食を伴うもの）は開催しないでください。</p> <p>6. 課外活動（練習、対外試合、遠征、合宿、演奏会、懇親会、コンパ等）の実施及び必要でないキャンパス内への立ち入りは禁止します。 ただし次の項目のみ立ち入りを許可します。</p> <p>1) 自宅にオンライン授業を受講するための機器や通信環境がなく、事前に許可を得て大学で受講する場合</p> <p><u>2) 学部長・研究科長等が特別に認め、今年度の卒業・修了に直接影響する教育研究のうち、オンラインが困難な場合</u></p> <p><u>3) 学部長・研究科長等が特別に認め、実施される対面型の授業等を受講する場合</u></p> <p>4) 開館（営業）の附属図書館、食堂、売店等を利用する場合（やむを得ない場合）</p> <p>5) 大学から出校を要請した場合</p> <p>7. 随時、本学ホームページの「新型コロナウイルスに対する対応について」を確認してください。</p> <p>8. 体調不良（発熱等の風邪症状がみられるとき）や罹患疑いがある場合は下記の連絡フローに従い、必ず島根大学へ連絡してください。 体調不良や罹患疑いがある場合の連絡フロー</p> <p>*なお、学生の皆さんのプライバシーは厳守しますので、必ず連絡をお願いします。</p>	<p>1. 島根県<u>内外を問わず</u>、移動に関しては原則自粛をしてください。緊急事態宣言が出されている都道府県（居住地が県外の場合はその県は除く）への移動は原則禁止します。帰省等、やむを得ず居住地を離れる場合は、事前に指導教員に「移動先」「期間」「理由」を伝えてください。</p> <p>2. 上記1において居住地を離れた場合には、必ず復帰後2週間は自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えてください。</p> <p>3. 密閉・密集・密接など、休業要請の対象となるような施設でのアルバイトはしないでください。</p> <p>4. 繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りはしないでください。</p> <p>5. 友人や参加者同士において濃厚接触となる可能性の高い集会、会合（特に飲食を伴うもの）は開催しないでください。</p> <p>6. 課外活動（練習、対外試合、遠征、合宿、演奏会、懇親会、コンパ等）の実施及び必要でないキャンパス内への立ち入りは禁止します。 ただし次の項目のみ立ち入りを許可します。</p> <p>1) 自宅にオンライン授業を受講するための機器や通信環境がなく、事前に許可を得て大学で受講する場合</p> <p>2) 開館（営業）の附属図書館、食堂、売店等を利用する場合（やむを得ない場合）</p> <p>3) 大学から出校を要請した場合</p> <p>7. 随時、本学ホームページの「新型コロナウイルスに対する対応について」を確認してください。</p> <p>8. 体調不良（発熱等の風邪症状がみられるとき）や罹患疑いがある場合は下記へ連絡してください。</p> <p>平 日：松江キャンパス学生は学生支援課（0852-32-9764） 出雲キャンパス学生は医学部学務課（0853-20-2093） 留学生は国際交流課（0852-32-6106）</p> <p>休日、夜間：守衛室（0852-32-6100）</p> <p>*なお、学生の皆さんのプライバシーは厳守しますので、必ず連絡をお願いします。</p>